



平成20年5月30日

各位

会社名 ジェイオーグループホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 兵庫 久昭
コード番号 1710 (大証第二部)
問合わせ先 経営管理本部長 時岡 亨
電話 078-241-3139

内部統制システム構築の基本方針の改訂に関するお知らせ

当社は、平成20年5月30日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の改訂を決議し、以下の内容といたしましたので、お知らせいたします。
(変更箇所は下線で示しております)

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役を内部統制統括責任者に任命し、当グループの役職員が業務上遵守すべき法令、行動規範の周知並びに実行・管理を推進し、社会倫理及び企業倫理の徹底に取り組むとともに財務報告の信頼性を確保するため、網羅的・統括的に管理するとともに研修等を行います。

当社は、コンプライアンス規程において「反社会的勢力の拒絶」について定めており、グループ全体で反社会的勢力の排除に向けて取り組んでおります。役職員は、違法行為や反社会的行為に関わらないよう、日々基本的な法律知識を身につけることに努め、常に社会的良識を持って行動します。反社会的な勢力とは一切関係を持たず、利益供与は決して行いません。また、反社会的勢力、団体による不当要求に対しては、金銭などを渡すことで解決を図ったりせず、外部機関とも連携して組織的に毅然たる態度で排除に取り組みます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規定に従い、取締役(執行役)の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文章等という)に記録し、保存します。取締役及び監査役は、文書管理規定により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、内部統制統括責任者を任命し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、役職員に研修等を行います。不測の事態が発生した場合には速やかに対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を最小限に止める体制を整えます。リスクの未然防止や再発防止等を的確に行える体制を整備するため、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーに適宜相談し、助言・指導を受けます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回開催するとともに、必要に応じて適宜開催することに加え、当社グループの中期経営計画及び年度計画など経営方針や経営戦略に関わる重要事項については、迅速に対応するため取締役・執行役員等で構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て決定します。取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」・「職務

権限規程」において、それぞれの権限と責任及びその手続について定めることで、職務執行の効率性を確保します。

5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度によるグループ会社の経営管理を行うとともに、必要に応じてモニタリングを実施します。グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容について、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な問題があると認めた場合は、取締役会に報告を行います。取締役会は直ちに監査役に報告を行います。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役（会）より補助人設置の要請があった場合は、取締役（会）と協議の上、速やかに監査役を補助すべき使用人を確保します。取締役会は、当該使用人の任命・異動・評価・指揮命令権限等について監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役（会）からの独立性を確保します。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告します。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、法令で定める会議に出席する義務を有する他、必要に応じて重要な会議に出席するとともに、内部監査部門及び監査法人と連携を保ちながら、監査役監査の実効性を確保します。

また、監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を実施するとともに、監査の実施に当り必要と認める時は、独自の判断で弁護士、公認会計士、その他外部専門家の活用を保障いたします。